

## 旧優生保護法一時金支給法への対応状況について

令和2年5月28日  
子供未来応援課

### 1 趣旨

平成31年4月24日に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が施行され、対象者へ一時金が支給されることとなってから、これまでに全国で533人（うち広島県4人）への支給が認定された。

本県における旧優生保護法による優生手術件数は457件あるが、一時金の請求件数は17件にとどまっていることから、法施行から5年間の請求期限内に、支給対象者が請求できるよう、引き続き相談対応や請求支援、制度周知に取り組んでいく。

### 2 本県の対応状況

#### (1) 一時金の相談対応・請求支援

平成31年3月28日に一時金支給等に関する専用受付窓口を設置し、対象者等からの相談対応や申請書の受付、国への提出を行うとともに、医療機関や福祉施設等に対する手術記録等の調査を実施。

#### 《一時金の請求件数等》

令和2年5月3日時点

	旧優生保護法による 優生手術件数※1	相談件数		請求書 受付件数	認定件数
		延人数	(実人数)		
広島県	457件	78件	(33人)	17件	4件
全国※2	24,993件	3,984件	(-)	909件	533件

※1 S24年～H8年の間に旧優生保護法による優生手術を行ったとみられる件数(本人同意含む)

※2 全国数値は厚生労働省集計値(数値には広島県分含む)。各件数は法施行日以降の実績

#### (2) 周知・広報

関係機関等に対し、周知について協力を求めるとともに、県の広報媒体や新聞等を活用して広く広報を実施

- ・ 県民日より、新聞、県ホームページを活用した制度周知
- ・ 制度の周知用リーフレット・ポスターの作成
- ・ 医療機関、障害者支援施設、市町、関係団体等へのリーフレット配付、説明会実施

#### 【参考】一時金支給制度の概要

対象者	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者（請求日に生存している者）
一時金の支給	320万円（非課税）
権利の認定	認定は請求に基づき厚生労働大臣が行う。請求期限は法施行後5年。 都道府県知事は認定に必要な調査を行う。 厚生労働大臣は請求に基づいて一時金受給権の認定を行う。
認定審査会	対象者であることが明らかな場合を除き、認定審査会で、請求者の陳述、医師の診断、診療録等を総合的に勘案して判断する。